

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年7月12日	
契 約 件 名	SuperKEKBクライストロン電源保守点検 一式	
契 約 金 額	27,830,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 東芝エネルギーシステムズ(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 Tel 029-864-5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、クライストロン電源の制御盤、真空遮断機、整流器用変圧器、誘導電圧調整器、受電盤等の保守点検を行うものである。	
随意契約の理由	本件対象のクライストロン電源は、(株)東芝によって設計、製作されたものであり、同社は本電源の設計資料及び試験データ等、詳細な資料を有している唯一の企業である。 つまり、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術と設備及び信頼性を有する企業は、東芝エネルギーシステムズ(株)(平成27年10月に(株)東芝より分社化し、本電源の保守点検を事業継承している。)を置いて他にはない。また、同社が保守を行うことにより、製品への責任の一貫性を保つことができる。なお、同社はこれまでも本電源の保守点検を実施しているが、この間に大きなトラブルもなく同電源の運転を継続することができている。 よって、東芝エネルギーシステムズ(株)を選定し、随意契約とする。	